二　次に掲げる各被災共用土地納税義務者の有する被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額（当該被災共用土地が二以上ある場合には、当該二以上の被災共用土地ごとに計算した額の合計額）は、当該被災共用土地の全部又は一部が所在する区（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該被災共用土地の全部又は一部が所在する区又は総合区）の区域内において、当該被災共用土地に係る令和八年度の固定資産税の課税標準の基礎となる価格（当該被災共用土地に係る令和八年度の固定資産税の課税標準の特例措置が講じられている場合には、当該特例措置が講じられていないものとした場合における当該価格）に、次のイからハまでに掲げる被災共用土地の区分に応じ、当該イからハまでに定める割合を乗じて得た額とする。	
イ　次に掲げる被災共用土地納税義務者の有する被災共用土地　次に掲げる被災共用土地納税義務者の有する被災共用土地に係る令和八年度の固定資産税の課税標準となるべき額は、当該被災共用土地に係る令和八年度の固定資産税の課税標準の基礎となる価格に、次の算式により計算した割合を乗じて得た額とする。	
(1)　有平て係に土度持方同るそ係地に特分メじ共のるの係例掲をルし割地に相持合合の係地に相分を面る続有を超を合の係続人等で令和八年度又は令和九年度分の土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準の特例措置が講じられている場合には、当該特例措置が講じられていないものとした場合における当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準の基礎となる価格）に、次の算式により計算した割合を乗じて得た額とする。	
ロ　有平て係に土度持方同るそ係地に特分メじ共のるの係例掲をルし割地に相持合合の係地に相分を面る続有を超を合の係続人等で令和八年度又は令和九年度分の土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準の特例措置が講じられている場合には、当該特例措置が講じられていないものとした場合における当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準の基礎となる価格）に、次の算式により計算した割合を乗じて得た額とする。	
イ　（１／Ａ）×｛Ｂ×（（Ｃ＋（200平方メートル×Ｄ－Ｅ×Ｆ）×（（Ｅ×Ｇ－Ｃ）／（Ｅ×Ｈ－200平方メートル×Ｉ）））／Ｊ）＋Ｋ×（（Ｅ×Ｇ－Ｃ－（200平方メートル×Ｄ－Ｅ×Ｆ）×（（Ｅ×Ｇ－Ｃ）／（Ｅ×Ｈ－200平方メートル×Ｉ）））／Ｌ）｝×（１／Ｇ）	
ロ　（１／Ａ）×（（Ｂ×Ｅ）／Ｊ） Ｊ＜Ｅ×（Ｆ＋Ｈ）である場合にはイの算式を用い、Ｊ≧Ｅ×（Ｆ＋Ｈ）である場合にはロの算式を用いる。	
（算式の符号） Ａ　当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額 Ｂ　当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額 Ｃ　当該被災共用土地の面積 Ｄ　当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積	Ｃ　200平方メートル（前号イに掲げる被災共用土地納税義務者又は同号ロに掲げる相続人等に係る特例対象者（Ｄにおいて「専有部分の従前所有者」という。）が所有していた専有部分が２以上の部分に独立的に区画されていた場合には、200平方メートルに当該専有部分に存した住居の数（Ｄ及びＩにおいて「専有部分の住居数」という。）を乗じて得た面積とする。） Ｄ　各専有部分の従前所有者が所有していた専有部分の数（２以上の部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた専有部分の従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。）を合算したもの Ｅ　当該被災共用土地の面積 Ｆ　前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和８年度又は令和９年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したもの Ｇ　この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和８年度又は令和９年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合 Ｈ　この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和８年度又は令和９年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したもの Ｉ　この号イに掲げる被災共用土地納税義務者又は同号ロに掲げる相続人等に係る特例対象者（以下このＩにおいて「専有部分の従前所有者」という。）がそれぞれ所有していた専有部分の数（２以上の部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた専有部分の従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。）を合算したもの Ｊ　当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積 Ｋ　当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額 Ｌ　当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分の面積